

佐久市勤労者互助会・全労済協会 共済金一覧表 【単位：円】

給付事由				全労済協会 給付	互助会 附加給付	給付金総額
死亡保 険金	会員本人	交通事故により死亡した場合		1,050,000		1,050,000
		不慮の事故により死亡した場合		550,000		550,000
		疾病により死亡した場合	7 1 歳未満	300,000	6,000	306,000
			7 1 歳以上	150,000	3,000	153,000
死 亡 弔 慰 金	会員の配偶者が死亡した場合			60,000		60,000
	会員の子が死亡した場合			20,000		20,000
	会員の親が死亡した場合			5,000	3,000	8,000
	会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合			20,000		20,000
重 度 遺 障 害 ・ 保 険 金	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合		1,050,000 ～42,000		1,050,000 ～42,000
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合		550,000 ～22,000		550,000 ～22,000
		疾病により重度障害の状態となった場合	7 1 歳未満	300,000	6,000	306,000
			7 1 歳以上	150,000	3,000	153,000
傷 病 休 業 見 舞 金	会員本人	傷病により右の期間休業した場合	1 4 日以上	5,000		5,000
			3 0 日以上	10,000		10,000
			6 0 日以上	15,000		15,000
			9 0 日以上	20,000		20,000
			1 2 0 日以上	25,000		25,000
住 宅 災 害 保 険 金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が 右の割合となった場合	5 0 %以上	300,000		300,000
			3 0 %以上 5 0 %未満	210,000		210,000
			2 0 %以上 3 0 %未満	150,000		150,000
			2 0 %未満	60,000		60,000
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が 右の割合となった場合	7 0 %以上	90,000		90,000
			2 0 %以上 7 0 %未満	45,000		45,000
			2 0 %未満	9,000		9,000
		会員の居住する建物の床上浸水			18,000	
祝 金	結婚祝金	会員が結婚した場合		10,000	2,000	12,000
	出生祝金	会員に子が出生した場合		8,000	2,000	10,000
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合		3,000	3,000	6,000
		会員の子が中学校に入学した場合		3,000	3,000	6,000
	二十歳の祝金	会員が満20歳に達した場合		5,000	3,000	8,000
	還暦祝金	会員が満60歳に達した場合		5,000	3,000	8,000
	銀婚祝金	会員の結婚25周年			5,000	5,000
	永年勤続祝金	同一事業所に20年勤務した場合			5,000	5,000
	退会餞別金	会員加入年数10年以上			10,000	10,000
		会員加入年数5年以上			5,000	5,000

※重度障害・後遺障害につきましては、全労済協会の判定に基づいた金額となります。

保険給付金の請求について

保険給付金の請求期間は、事由確定（発生）日より3年間です。

この期間を過ぎると給付金の支払いが出来なくなりますので、早めのご請求をお願いします。